

八街市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月2日

八街市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規程に基づき、八街市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選時期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動計画については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

記

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消面積

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成29年3月)	3,411ha	150ha	4.4%
3年後の目標 (平成32年3月)	3,375ha	128.6ha	3.8%
目 標 (平成35年3月)	3,339ha	110.3ha	3.3%

【目標設定の考え方】

- ・管内の農地面積については、農地台帳による農地面積(平成29年3月末)とし、農地転用等の実績により「毎年12ha減少する」と想定した。
- ・遊休農地については、平成28年度の農地利用状況調査で、草刈等で解消可能な遊休農地(約150ha)のうち、「対前年度比5%解消」することを目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農地パトロール及び利用意向調査を実施し、所有者等への相談・指導を実施する。
- ・農地利用調査結果を踏まえ、担い手や農地中間管理機構への貸付を推進する。
- ・農地の受け手の掘り起こしを行う。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成 29 年 3 月)	3, 4 1 1 ha	1 9 0. 6 ha	5. 6 %
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	3, 3 7 5 ha	2 2 0. 6 ha	6. 5 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	3, 3 3 9 ha	2 5 5. 4 ha	7. 6 %

【目標設定の考え方】

- ・管内の農地面積については、農地台帳による農地面積(平成 29 年 3 月末)とし、農地転用等の実績により「毎年 1 2 h a 減少する」と想定した。
- ・農地利用集積面積については、「対前年度比 5 % の増加」することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積のための具体的な取り組み

- ・円滑な権利移動ができるようリーフレットを活用し、農地中間管理機構や経営基盤強化促進法による利用権設定等の周知を図る。
- ・農地中間管理機構を活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた集積を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現状(平成 29 年 3 月)	3 経営体
3 年後の目標(平成 32 年 3 月)	9 経営体
目標(平成 35 年 3 月)	1 5 経営体

【目標設定の考え方】

- ・過去 3 年間の平均が 1 経営体(親元就農を除く新規参入)であることを勘案し「毎年度 2 経営体(親元就農を除く)の新規参入」を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ・相談等があった場合は、随時関係機関と連携し、きめ細かな就農支援に取り組む。